

インバウンド向けコンテンツ発掘・磨き上げ業務について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和7年3月24日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務の名称

インバウンド向けコンテンツ発掘・磨き上げ業務

(2) 業務の内容

別添「インバウンド向けコンテンツ発掘・磨き上げ業務委託プロポーザル委託仕様書」のとおり

(3) 委託上限額（消費税等諸税を含む）

14,500,000円

(4) 契約期間

契約締結日から令和8年3月23日（月）まで

2 企画提案書を提出する者に必要な資格

次の要件を満たす者であること。

- (1) 日本語および英語もしくは中国語により業務上の交渉が可能な語学力を有すること。また、英語および中国語（簡体字・繁体字）に翻訳できる能力を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (3) 応募資格認定の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (4) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条の規定により、知事が競争入札参加資格を有すると認めた者であること。
※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の終了時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (6) 応募資格認定の日において、現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。

3 参加資格の認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し参加資格の認定を受けなければならない。

(1) 提出書類

提出書類	提出形式・提出期限
(ア) 参加申請書（別紙様式1） 複数の事業所が共同で参加する場合、代表するものを定め、その者が提出すること。	【提出形式】 電子ファイルまたは紙媒体 （紙媒体の場合は1部郵送）
(イ) 過去2年以内に類似事業の履行実績がある場合にはその契約書等の写し（業務名および金額が記載されていること。）	【提出期限】 令和7年4月2日（水）
(ウ) 福井県競争入札参加資格決定通知書の写しまたは、競争入札参加資格審査申請書（受付印を押したもの）の写しあるいは、競争入札参加資格申請を電子申請システムで行った場合、受付確認メールの写し ※競争入札参加資格の認定申請は福井県会計局会計課に申請すること。	17：00必着
(エ) 応募資格誓約書（別紙様式2）	
(オ) 法務局が発行する【履歴事項全部証明書】 現在事項証明書は認めない 写し可、3か月以内の発行に限る	

※上記3（1）の提出が無い場合、または書類の提出により上記2に定める応募資格を満たさないことが判明した場合、本公募への参加を認めない。また、書類の取得・提出に必要な費用は、応募者の負担とする。

(2) 受付期間

令和7年3月24日（月）から4月2日（水）17時まで（日本時間）

ただし、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

(3) 提出方法

福井県交流文化部観光誘客課（福井県宝永分庁舎2階）まで持参、郵送または電子メールのいずれかにより提出すること。また、電子メールの場合は送信後、電話にて受信の確認を行うこと。

郵送による場合は、簡易書留郵便で令和7年4月2日（水）17時までに福井県交流文化部観光誘客課に到着していること。なお、提出後における上記3（1）に掲げる書類の追加および変更は認めない。

(4) 提出先

「13 問い合わせ先」に同じ

4 参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を令和7年4月3日（木）までに電子メールにて通知する。参加申請書を提出した者のうち、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を電話または電子メールにて通知する。

5 企画提案書の提出手続

(1) 提出書類

提出書類	提出形式・提出期限
<p>(ア) 企画提案書 (A4サイズ※縦横は問わない。)</p> <p>① 企画提案書の鑑</p> <p>② 提案者の概要 (組織体制、事業内容等)</p> <p>③ 仕様書の内容を確認の上、具体的な企画内容と運営計画を提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・観光コンテンツ磨き上げ体制の提案 (配置人員、語学力、業務年数等)・具体的な業務スケジュール・磨き上げる観光コンテンツ選定方法の提案・具体的な観光コンテンツの磨き上げ方法の提案・タリフ作成方法の提案・登録支援OTAサイトの提案、概要・紹介可能な販路の提案・その他、評価項目の審査に必要な事項 <p>④ 類似事業の履行実績がある場合はその業務内容および成果 (過去2年以内、日本の自治体、国、政府関係機関からの受託業務を優先的に記載すること。)</p> <p>⑤ 事業実施にあたっての強み、独自の追加提案</p> <p>(イ) 経費見積書</p> <p>① 内訳および見積総額</p> <p>② 消費税額を明示すること。</p> <p>※人件費、通信費、交通費、物品費等の活動にかかるすべての費用を含めること。</p>	<p>【提出形式】</p> <p>電子ファイルまたは紙媒体 (紙媒体の場合は5部郵送)</p> <p>【提出期限】</p> <p>令和7年4月11日 (金) 17:00必着</p>

(2) 提出期限

令和7年4月11日 (金) 17時 (日本時間)

(3) 提出方法

持参、郵送または電子メールのいずれかにより提出すること。また、電子メールの場合は送信後、電話にて受信の確認を行うこと。

メールデータの総量が7MBを超えると受信不能のためオンラインストレージ等を活用し、記宛先に電子メールでダウンロードURLを通知する方法も可とする。

(4) 提出先

「13 問い合わせ先」に同じ

6 企画提案書の提出辞退

参加資格の認定手続き等に要する書類の提出後に、企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を企画提案書の提出期限までに提出すること（電子メール）。

なお、企画提案の辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益な取扱いはいししない。

7 スケジュール案および費用負担

(1) スケジュール案

4月下旬～5月下旬	・業務スケジュールの作成 ・観光コンテンツの選定 ・県内事業者からの承諾取り付け
5月下旬～翌年3月中旬	・コンテンツ磨き上げ業務、タリフ作成 ・現地視察や現地面談等の現地調査 ・OTA選定、掲載支援 ・コンテンツ毎のセールシート作成等
3月末	・事業実施報告書の提出

(2) 費用負担

(ア) 応募者が提案する企画内容を実施するために必要な費用は、上記5(1)(イ)の経費見積書に全て含むこと。

(イ) 業務の実施にあたって必要な打ち合わせにかかる経費や郵送費、報告書の作成等にかかる経費等は契約金額に含まれることとし、参考見積にはそれらの経費を盛り込んで提案すること。

(ウ) 本企画提案の応募に係る経費は全て提案者の負担とする。

8 公告業務に関する質問事項

(1) 質問の受付

公告業務に関する質問事項については、質問票（別紙様式3）により、令和7年3月28日（金）17時（日本時間）までに電子メールで提出すること。

(2) 提出先

「13 問い合わせ先」に同じ

(3) 回答予定日

令和7年3月31日（月）17時（日本時間）

※質問事項が多数ある場合は、別途電子メールで新たな回答期限を通知する。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、質問者および参加申込者全員に対して電子メールで回答する。なお、質問が多数ある場合、別途電子メールで新たな回答期限を通知することがある。

9 企画提案書等の審査および結果の公表

(1) 審査方法

企画提案書および見積書（以下、「企画提案書等」という。）について次の審査を書面にて行い、契約予定者を決定する。

(2) 評価項目

(ア) 業務全般

- ・業務を効果的、効率的に遂行できる体制ができているか。
- ・語学力や観光・交流施策に関する専門知識が十分にあると認められるか。

(イ) 観光コンテンツの洗い出し

- ・観光コンテンツの選定基準、審査員等選定方法が事業趣旨に沿ったインバウンド対応コンテンツの発掘磨き上げに対応できるものになっているか。

(ウ) 県内コンテンツの磨き上げ

- ・観光コンテンツの磨き上げの具体的な内容について、インバウンドの需要に応じたものとなっているか。
- ・観光コンテンツの磨き上げに関するセミナー等について、その内容が観光コンテンツ事業者に必要な内容となっているか。
- ・観光コンテンツ事業者への現地視察や現地面談を行うなど、丁寧な対応を行うことが可能か。

(エ) 商品化支援（タリフ作成支援）

- ・県指定のタリフ様式を使用し、翻訳を行い、インバウンド層の目を惹くものが作成可能か。

(オ) OTAサイトへの登録支援

- ・登録支援するOTAサイトはインバウンド増加を見込む適切なサイトを提案しているか。
- ・OTA登録への丁寧な対応を行い、OTAサイトへ確実に掲載を行うことが可能か。

(カ) プロモーション支援

- ・紹介可能な販路の内容は、県への送客数増加につなげる工夫がなされているか。

(キ) 価格の妥当性

- ・見積は提案価格、経費内訳それぞれ妥当性があるか。

(ク) 過去の実績

- ・同種業務を行った実績があるか。

(3) ヒアリング

必要と認めるときは、電話およびウェブ面談によりヒアリングを実施する場合がある。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(4) 契約予定者の決定と結果の通知

最も高い評価を受けた企画提案者を契約予定者として決定する。審査結果は、審査終了後に企画提案書提出者全員に電子メールにて通知する。なお、審査内容および各事業者の企画提案内容、見積額等については非公開とし、審査結果に対する異議申し立ては一切認めない。

(5) 決定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、決定を取り消すことがある。

(ア) 企画提案者が参加資格を有すると偽った場合

(イ) 企画提案書等の提出後、参加資格を失うこととなった場合

(ウ) 企画提案書等に虚偽の内容が記載されていた場合

1 0 契約方法等

次の手順による。

- (1) 企画提案者は、企画提案書等を提出する。
- (2) 福井県は企画提案書等の内容を書面審査した上で契約予定者を決定する。
- (3) 契約予定者と福井県との間で、企画提案書等を踏まえて委託内容や経費等について再度調整を行う。
- (4) 契約予定者は、上記10(3)の調整結果に基づき、福井県が指定する期日までに契約に向けた見積書を提出する。
- (5) 見積書の内容を精査の上、福井県と契約予定者間で随意契約により契約を締結する。
- (6) 福井県財務規則第172条各号に該当の場合を除き、契約にあたり県に対し、契約金額の10/100以上の契約保証金の納付が必要。また、変更契約により契約額が増加した場合、増加額について契約保証金の追加納付が必要である。
- (7) 契約保証金は契約の履行完了を確認した後、還付する。この際、契約保証金に利息は付与しない。

1 1 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合は契約を解除することができる。

- (1) 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- (2) 業務遂行にあたって受託者に重大な瑕疵があった場合
- (3) 受託者に事業遂行の意思が認められない場合
- (4) 受託者に業務遂行能力がないと認められる場合
- (5) その他、契約を継続するに堪えない事情がある場合

1 2 その他

- (1) 提出された企画提案書は返却しない。
- (2) 参加に際して必要となる経費はすべて企画提案者の負担とする。
- (3) 書類等の作成および契約に用いる言語、通貨および単位は、日本語、日本円、日本の標準時および計量法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。
- (4) 県民等から情報公開請求があった場合、企画提案書等の情報公開を行う場合がある。
- (5) 公告に定めのない事項については、県の指示に従うこと。

1 3 問い合わせ先

〒910-0004 福井県福井市宝永2丁目4-10 福井県宝永分庁舎2階

福井県交流文化部観光誘客課 担当 橋本、北川

TEL: [0776-20-0699](tel:0776-20-0699) 電子メール: kankou@pref.fukui.lg.jp

1 4 様式等の掲載

福井県ホームページ (<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kankou/migakiage.html>) からダウンロードすることができる。